

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【事業年度】	第32期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社VLCセキュリティ （旧会社名 株式会社バルクホールディングス）
【英訳名】	VLC SECURITY CO.,LTD. （旧英訳名 VLC HOLDINGS CO.,LTD.） （注）2025年6月25日開催の第32回定時株主総会の決議により、 2025年10月6日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 石原 紀彦
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03 - 4500 - 6500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 高橋 恭一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03 - 4500 - 6500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 高橋 恭一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	1,931,834	2,468,359	2,212,041	1,605,082	1,365,823
経常利益又は経常損失 () (千円)	50,053	79,650	259,696	272,367	372,614
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 () (千円)	38,536	67,928	309,592	598,534	385,418
包括利益 (千円)	49,140	51,085	308,196	156,663	156,407
純資産額 (千円)	364,541	546,534	350,480	536,339	583,400
総資産額 (千円)	1,020,479	1,093,099	1,131,718	1,305,131	1,196,938
1株当たり純資産額 (円)	30.34	43.62	26.80	40.92	41.87
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	3.33	5.57	24.53	46.46	28.32
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	3.26	5.49	-	-	-
自己資本比率 (%)	35.3	49.3	30.3	40.5	48.5
自己資本利益率 (%)	15.7	15.1	-	137.2	-
株価収益率 (倍)	92.5	43.3	-	3.4	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	105,701	34,803	342,241	86,593	412,336
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	168,702	14,489	29,607	232,153	104,714
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	261,129	1,810	381,291	94,654	165,408
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	183,493	205,618	215,061	265,967	123,754
従業員数 (人)	61	74	91	54	59
(ほか、平均臨時雇用者数)	(3)	(1)	(1)	(1)	(-)

- (注) 1 第30期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3 第30期及び第32期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4 第30期及び第32期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
営業収益 (千円)	424,700	595,963	348,300	426,698	313,043
経常利益又は経常損失 () (千円)	62,361	79,166	272,066	175,270	435,416
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	33,272	79,873	346,356	611,385	433,007
資本金 (千円)	983,208	10,000	10,000	24,599	128,390
発行済株式総数 (株)	11,859,000	12,348,900	12,875,800	12,930,500	13,860,800
純資産 (千円)	232,061	442,954	208,629	407,855	404,943
総資産 (千円)	716,187	826,004	623,393	1,008,066	953,745
1株当たり純資産額 (円)	19.17	35.24	15.73	30.99	28.99
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	2.88	6.54	27.45	47.46	31.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	2.81	6.46	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.7	52.7	32.3	39.7	42.1
自己資本利益率 (%)	27.7	24.1	-	203.1	-
株価収益率 (倍)	107.1	36.8	-	3.4	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	7	9	13	13	17
株主総利回り (%)	103.0	80.6	84.3	53.2	56.5
(比較指標：東証グロース指数) (%)	(65.7)	(80.1)	(78.0)	(69.5)	(75.8)
最高株価 (円)	348	362	498	352	364
最低株価 (円)	222	210	193	149	110

- (注) 1 第30期及び第32期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3 第30期及び第32期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4 第30期及び第32期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より名古屋証券取引所ネクスト市場におけるものであり、それ以前は名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1994年9月	業務プロセスに関するコンサルティング事業及びマーケティングリサーチ事業を目的として千葉県佐倉市に株式会社バルク（当社）を設立
1995年12月	インターネットリサーチシステムを開発し、マーケティングリサーチサービスの提供を開始
1999年12月	自治体等向けに情報公開制度、個人情報保護等コンサルティングサービスの提供を開始
2000年1月	事業拡大に伴い東京都千代田区に本社を移転
2000年10月	株式会社ベル・マーケティング・サービスを株式取得により子会社化
2003年1月	プライバシーマーク認定取得支援サービスの提供を開始
2004年12月	ISMS認証取得支援サービスの提供を開始
2005年2月	事業拡大に伴い本社機能の一部を東京都中央区日本橋馬喰町に移転
2005年4月	株式会社バルクセキュアを子会社として設立
2005年6月	本店所在地を東京都中央区日本橋馬喰町に移転
2005年12月	名古屋証券取引所セントレックス（現・ネクスト市場）に株式を上場
2006年5月	日本データベース開発株式会社を株式取得により子会社化
2007年3月	分社型新設分割（物的分割）により、純粋持株会社体制に移行、新設分割設立会社の商号を「株式会社バルク」（現・連結子会社）とし、当社商号を「株式会社バルクホールディングス」に変更
2007年7月	株式会社アトラス・コンサルティングを子会社として設立
2008年3月	グループ経営の効率化を図るため、株式会社バルクと株式会社バルクセキュアを合併により統合（存続会社・株式会社バルク）
2008年12月	株式会社ベル・マーケティング・サービスの全株式を譲渡
2010年5月	株式会社ヴィオを株式取得により子会社化
2012年11月	株式会社アトラス・コンサルティングの株式を一部譲渡し、持分法適用関連会社化
2013年3月	マーケティング事業を展開する株式会社マーケティング・システム・サービス（現・株式会社MSS）を株式取得及び株式交換により子会社化
2014年1月	株式会社ハウスバンクインターナショナルを株式交換により子会社化
2014年3月	日本データベース開発株式会社の全株式を譲渡
2017年3月	株式会社ハウスバンクインターナショナルの全株式を譲渡
2017年11月	イスラエルCyberGym Control Ltd.とサイバーセキュリティ分野における共同事業にかかる基本合意（同年12月に同社と独占的ライセンス契約を締結）
2018年1月	株式会社ヴィオの全株式を譲渡
2018年1月	サイバーセキュリティトレーニングサービス等を提供するため、CyberGym Control Ltd.との共同事業会社として米国子会社Strategic Cyber Holdings LLC（現・連結子会社）を設立
2018年9月	サイバーセキュリティ分野における戦略子会社として、株式会社CEL（現・連結子会社）を設立
2020年8月	Strategic Cyber Holdings LLCの国内及びアジア事業を移管するため、子会社株式会社サイバージムジャパン（現・連結子会社）を設立
2021年12月	本店所在地を東京都港区虎ノ門（現在地）に移転
2022年7月	マーケティング事業を統合するため、株式会社バルクのマーケティングリサーチ事業を分割し、株式会社マーケティング・システム・サービスが承継、株式会社マーケティング・システム・サービスの商号を株式会社MSSに変更
2024年2月	データセクション株式会社と包括的業務提携にかかる基本合意
2024年7月	株式会社MSSの株式を包括業務提携先のデータセクション株式会社の一部譲渡 データセクション株式会社を株式交換完全親会社とし、株式会社MSSを株式交換完全子会社とする株式交換により、データセクション株式会社の株式を取得
2025年10月	株式会社バルクホールディングスを株式会社VLCセキュリティへ商号変更 株式会社バルクを株式会社VLCセキュリティコンサルティングへ商号変更 株式会社CELを株式会社VLCセキュリティラボへ商号変更 株式会社サイバージムジャパンを株式会社VLCセキュリティアリーナへ商号変更

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、純粋持株会社である当社（株式会社VLCセキュリティ）、連結子会社4社（株式会社VLCセキュリティコンサルティング、株式会社VLCセキュリティラボ、株式会社VLCセキュリティアーナ、Strategic Cyber Holdings LLC）及び関連会社1社で構成されており、セキュリティ事業を主たる事業としております。（2026年3月31日現在）

当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2区分から、「セキュリティ事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更は、前連結会計年度において、セキュリティ事業に経営資源を集中投下し企業価値を向上すること等を目的として、当社グループにおいてマーケティング事業を単独で展開していた連結子会社であった株式会社MSSについて、当社保有株式の一部をデータセクション株式会社に譲渡するとともに、同社を株式交換完全子会社とし、データセクション株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換が行われたことにより、同社を連結の範囲から除外したことに伴うものであります。

セキュリティ事業は、「サイバートレーニングソリューション」、「セキュリティ診断・調査ソリューション」、「セキュリティコンサルティングソリューション」の3区分に分類しております。

サイバートレーニングソリューション

最新の攻撃手法をリアルタイムに反映した実践的サイバーセキュリティトレーニングを専用施設で提供し、高度化・多様化するサイバー脅威に、現場で即対応できる人材育成等を支援

サイバーセキュリティトレーニング、トレーニングアーナ提供、サイバーセキュリティ人材育成支援など
（主な関係会社）株式会社VLCセキュリティアーナ

セキュリティ診断・調査ソリューション

AIをはじめとする最先端技術の活用、高度な知識を持ったホワイトハッカーによるインシデントレスポンス、侵入テスト・攻撃者対策の構築、セキュリティ製品提供と導入や運用を通して企業のサイバーセキュリティ態勢の全体最適化を技術面から支援

脆弱性診断サービス、インシデントレスポンスサービス、セキュリティ製品導入支援、セキュリティ製品提供など
（主な関係会社）株式会社VLCセキュリティラボ、株式会社VLCセキュリティコンサルティング

セキュリティコンサルティングソリューション

NIST Cybersecurity Framework(CSF)、サイバーセキュリティ経営ガイドラインなどの業界スタンダードに適したサイバーセキュリティ対策の課題可視化と解決に導くコンサルティング、ISO27001・ISO27017・プライバシーマークなどの認証新規取得から運用・更新支援を通して、組織のセキュリティ態勢強化を支援

プライバシーマーク認定やISO27001（ISMS）認証等の取得・更新・運用支援、リスクアセスメントサービス、その他各種セキュリティコンサルティングサービスなど
（主な関係会社）株式会社VLCセキュリティコンサルティング、株式会社VLCセキュリティラボ

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社VLCセキュリティコンサル ティング (注)3、6	東京都 港区	100,000 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、業務受託、役員兼任 資金貸借
株式会社VLCセキュリティラボ (注)3	東京都 港区	46,155 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、業務受託、役員兼任 資金貸借
株式会社VLCセキュリティアリーナ (注)3、4、6	東京都 港区	30,000 千円	セキュリティ事業	100.0	経営管理、業務受託、役員兼任 資金貸付
Strategic Cyber Holdings LLC (注)3、5	米国 デラウェア州	1,470 千米ドル	セキュリティ事業	100.0	経営管理、役員兼任、資金貸付
その他持分法適用関連会社1社					

- (注)1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3 特定子会社であります。
4 債務超過会社であり、債務超過の額は309,777千円であります。
5 債務超過会社であり、債務超過の額は911,351千円であります。
6 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社は次のとおりであります。

	主要な損益情報等				
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	当期純利益 (千円)	純資産額 (千円)	総資産額 (千円)
株式会社VLCセキュリティコンサルティング	513,136	7,010	3,038	149,128	353,458
株式会社VLCセキュリティアリーナ	888,154	118,122	116,111	309,777	356,900

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

サイバーセキュリティは経済活動を支える社会基盤であり、企業経営においても欠かせない最重要課題であります。

当社グループは、世界最先端の知見と技術を取り入れ、日本のサイバーセキュリティの革新を牽引し、社会と産業の発展に貢献してまいります。また、価値創造の企業理念に基づき、お客様に対する付加価値の高いソリューション提供を通じて企業価値の向上を図り、株主価値の最大化を目指します。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、継続的な成長と収益力の向上に努め、時価総額の拡大を図ります。また、売上高及び営業利益の中長期的な成長を重視するとともに、一定の財務健全性（自己資本比率）を維持しつつ、資本効率（ROE）の向上を図ることを経営指標としております。なお、現時点では事業規模が小規模に留まっていることから、飛躍的な成長に向け、当面は売上高及び売上総利益の拡大に向けて、より注力いたします。

(3) 経営戦略

当社グループは、セキュリティ事業を主たる事業と位置付けており、同事業の拡大が、当社グループのさらなる成長と発展に不可欠であると認識しております。

同事業につきましては、サイバーセキュリティトレーニングサービス、脆弱性診断サービス及びセキュリティコンサルティングサービスを軸としたトータルセキュリティソリューションの提供による事業拡大を図るため、各ソリューションの強化に加え、新たなニーズに対応するサービスを随時提供してまいります。

また、大幅に不足するサイバーセキュリティ人材の供給に向け、サイバーセキュリティトレーニング施設を国内の主要エリアに戦略拠点として設置するとともに、特定企業・業種向けのトレーニングシステム、eラーニング、及びオンデマンド形式によるハイブリッド型トレーニングを拡充し、収益拡大を目指します。

さらに、非連続的な成長を実現するため、AIデータセンター向けのセキュリティ対策支援、その他AI関連のセキュリティソリューションの展開に係る体制構築・強化を推進いたします。

加えて、これまでの先行投資によって構築したサービス提供体制、ブランド、顧客基盤などの事業基盤を活用し、高収益な事業モデルの開発や、ホワイトハッカー人材の増強を推進するとともに、グローバルにおける高付加価値ソリューションの開発及び新技術の獲得などを推進してまいります。

また、事業パートナーである投資先との最適な連携や経営支援等を通じて投資先の価値を高めるとともに、収益拡大並びに当社グループの企業価値の最大化につなげてまいります。

(4) 経営環境

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調にあるものの、物価高や中東情勢の緊迫化等により、依然として先行き不透明な状況で推移しております。

サイバーセキュリティ市場につきましては、大手企業や病院や港湾、製造業を狙ったランサムウェア攻撃や、取引先や外部ベンダーを経由したサプライチェーン攻撃、IoTデバイスやテレワークを狙った攻撃、地政学的な緊張の高まりを受けた国家によるものなど、高度化・多様化・激化したサイバー攻撃の脅威が世界的にますます深刻化しており、セキュリティ対策需要は引き続き拡大傾向にあります。

社会・経済活動に関わるサービスについて、中小企業を含めた各種サプライチェーン企業へ様々な委託が行われている中、ランサムウェア攻撃等によって企業のシステムの停止や顧客等の情報漏洩などが発生することで、社会生活に大きな影響が波及するインシデントも発生しております。サイバー攻撃関連通信数や被害者数は増加傾向にあり、質・量両面でサイバー攻撃の脅威は増大しております。

近年、世界的にサイバー攻撃は高度化・洗練化しており、今後はより巧妙なサイバー攻撃が世界的に急増することが想定され、また、生成AIや各種AIツールの活用が進む一方で、新たなサイバーリスクや情報漏洩の懸念も高まっています。このように、社会・経済活動におけるデジタル化の進展によりITサービスへの依存が高まっていることから、サイバーセキュリティ対策の向上がますます重要となっております。

サイバーセキュリティ市場は急速に拡大しておりますが、一方で依然としてセキュリティ専門人材は不足しており、特に中小企業や地方自治体では専門知識を持つ人材の確保が困難、かつ対応の遅れもあるなどの課題も山積しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、当連結会計年度において、以下のとおり、各課題への対処施策を推進いたしました。

セキュリティ市場での中長期的な高い成長の実現と競争力強化を図るため、各分野におけるスペシャリスト登用、高度セキュリティ人材の確保及び育成等による体制強化

収益の安定化・最大化を目指し、ストック型収益の拡大、リピート率の向上、ソリューションの開発・強化、セキュリティトレーニング施設の集約・強化、アップセル・クロスセル戦略、官民の多様なパートナーや顧客獲得などに加え、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ・AI分野における最先端の情報・技術・ノウハウの獲得及び有力な事業パートナーの拡大・関係強化

一方で、業績面では、売上高が1,365百万円（前期比14.9%減）となり、営業損失388百万円（前期は営業損失270百万円）、経常損失372百万円（前期は経常損失272百万円）を計上し、3期連続の営業損失計上となりました。しかしながら、現在の企業規模に鑑み、ベンチャー市場の上場企業として縮小均衡に転換することなく、急速な成長の実現による企業価値向上を目指してまいります。引き続き、上記施策を推進するとともに、『AI×サイバーセキュリティ』を新たなアイデンティティとして位置付け、主要パートナーとの事業連携を本格化いたします。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ

ガバナンス

当社グループは、サステナビリティに関する重要課題への対応方針等に関し、リスクマネジメント委員会や経営会議の審議を経て、取締役会にて審議し決定しております。また、リスクマネジメント委員会、経営会議及び取締役会にて決定された方針等に基づき、SDGs推進部、HR推進部及びコーポレートサービス部で構成されるSDGs推進チームのもと、具体的な対応や取り組みを検討し、実行しております。

各会議体におけるサステナビリティに関する活動の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりです。

戦略

当社グループは、持続的な企業価値向上の観点から、SDGs推進チームを中心として、当社グループの認識するサステナビリティに関する重要課題に対する活動を推進しております。

社会に対しては、セキュリティ事業の展開を通じて、経済・社会活動や情報資産をサイバー攻撃の脅威から保護することに努めております。

リスク管理

当社グループでは、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会において、事業継続、コンプライアンス、その他事業運営上のリスク等について、より実効性の高いリスクマネジメントを図っております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりです。

指標及び目標

下記「(2) 人的資本 指標及び目標」に記載のとおりです。

(2) 人的資本

人材戦略等

人的資本に関しては、多様な人材が輝ける企業グループを目指し、ダイバーシティ経営を推進しております。また、重要な経営資源である社員が常に将来を見据え、新しい目標にチャレンジできる環境、成長と自己実現を果たせる機会、働きやすい環境を提供し、各々の豊かさや成長を実現するため、公平で透明性の高い人事制度、グループ内ジョブポスティング、FA制度、オンラインとオフラインを融合した勤務制度等を導入・運用しております。人材育成にも注力しており、セキュリティエンジニアの育成においては、当社グループが運営するサイバーアリーナを活用しております。

a. 人材戦略

当社グループが属するサイバーセキュリティ市場においては、高度な専門知識・技術力を有する人材の確保および育成が、中長期的な競争力の源泉であると認識しております。

一方で、セキュリティ人材市場は慢性的な需給逼迫が継続しており、短期間での大量採用・画一的育成は容易ではありません。

このような環境の下、当社では「少数精鋭による高付加価値提供」を基本方針とし、専門性・生産性を重視した厳選採用を実施しております。

人材獲得が特に厳しい環境に置かれているセキュリティエンジニア職においては、当連結会計年度中に正社員数が1.3倍となりました。積極的な採用広報活動に加え、社員の人的つながりによる採用が奏功しています。また、採用後においては、実務を通じた教育体制、資格取得支援等を通じ、継続的な専門性向上を図っております。

b. 従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針

当期は、付加価値発揮に応じた等級・評価・報酬の再設計を行い、高度専門人材が長期的に能力を発揮できる組織基盤の整備に取り組んでおります。同時に、管理監督者とスペシャリスト人材の明確な複線化を行い、適材適所による人員配置と報酬体系を設定しております。

人的資本に関する重点テーマ

a. 高度専門人材の確保

当社では、採用人数の拡大を目的とするのではなく、事業成長に必要な専門性を有するエンジニアおよびコンサルタント人材、そして事業開発・新規開拓要員の確保・育成を重視しております。

b. 専門性向上と学習支援

サイバーセキュリティ領域では、技術トレンドや脅威環境の変化が速いため、継続的な学習・知識更新が不可欠であります。

当社では、資格取得支援、ナレッジ共有、体系的なビジネススキル研修等を通じ、継続的な能力向上を支援しております。

c. 定着率・エンゲージメント向上

高度専門人材の価値を最大化するためには、働きやすさと挑戦機会の両立が重要であると考えております。

当社では、柔軟な勤務体系、フラットなコミュニケーション、キャリア成長機会の提供を通じ、従業員エンゲージメント向上および人材定着に取り組んでおります。

指標及び目標

当社グループでは、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績（当連結会計年度）
従業員の定着率（注）	85%以上	82.5%
定期健康診断受診率	100%	98.2%

（注）定着率は、年度初日に在籍している従業員のうち、年度最終日に在籍している者の割合となります。

また、当社グループでは、上記「人的戦略等」に記載のとおり、ダイバーシティ経営を推進しており、従来から性別、国籍、新卒・中途の別にかかわらず採用活動を行い、能力・適性に応じて管理職に登用することを方針としているため、女性や外国人労働者の採用・登用目標等は設定しておりません。

なお、上記のとおり、目標としては設定しておりませんが、当社グループの女性管理職比率は25.8%となっております。

今後も当社グループは、企業価値の向上を図るため、社員全員が能力を最大限発揮できる働きやすい職場環境をつくり、社員の行動変革につなげていくことを実現すべく、性別、国籍、新卒・中途の別、障害の有無にかかわらず、社員の採用・成長を支援してまいります。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 関連する法的規制について

当社グループは、事業活動において様々な法的規制等の適用を受けております。そのため、これらの法的規制等が変更又は新設された場合や当社グループがこれらの法的規制等に抵触した場合、当社グループの事業運営並びに財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) M&Aについて

当社グループは、スピード感を伴う成長戦略の実現手段としてM&Aを有効な手段として位置付けており、主に既存事業との間でのシナジー効果が中期的に見込まれる事業領域への取り組みを行うことで、事業拡大及び企業価値の最大化を実現していくことを目指しております。当社グループでは、企業買収等を行う際、事前にリスクを把握・回避するために、対象となる企業の財務内容や事業についてデューデリジェンスを実施しております。しかしながら、買収後に予期せぬリスクが発覚したり、事業環境や競合状況の変化等が生じることにより、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材について

当社グループは、人的財産を重要な経営資源として位置付けております。高付加価値サービスの維持継続のためには優秀な人材の確保・育成とその能力を引き出す制度・環境の整備が重要と考えており、知識・経験の豊富な人材の中途採用や社内研修のほか、人材育成のための人事制度および労働環境の整備に取り組んでおります。しかしながら、人材の確保・育成が想定どおりに進まなかった場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 投資について

当社は純粋持株会社として事業子会社の所有を通じて当社グループの企業価値を最大化することを目的としており、将来の事業機会を睨みその他事業会社等への投資を行う可能性もあります。これらの事業子会社又はその他投資先の業績悪化や破産等の事象が発生した場合、会計上の減損処理が必要となったり、投資金額が回収不能となる可能性があり、また、市場価格のない株式等以外の株式については時価の変動により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 与信管理について

当社グループは、債権の回収不能リスクを低減するため、情報収集・与信管理等、債権保全に注力しておりますが、予期せぬ取引先の経営破綻が発生した場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 減損会計適用の影響について

当社グループは様々な有形・無形の固定資産を所有しております。こうした資産は、時価の下落や期待通りのキャッシュ・フローを生み出さない状況になるなど、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなることで減損処理が必要となる場合があり、かかる減損損失が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 小規模組織であることについて

2026年3月31日現在における当社グループ組織は、役員及び従業員を合計して69名と小規模であり、内部管理体制に関してもこのような規模に応じたものとなっております。今後、事業の拡大に伴い人員増強を図るとともに人材育成に注力し、内部管理体制の一層の強化を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に行えなかった場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) ハザードリスクについて

当社グループでは、大規模な自然災害などの事態が発生した場合に備えて緊急時対応規程、事業継続管理規程を制定し、緊急時体制や対応方針および円滑な事業継続に向けての体制などの構築に取り組んでおりますが、想定を超える広域災害等によりオフィスや人員等の経営資源に大きな損害が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報セキュリティリスクについて

当社グループは、データの漏洩、滅失及び棄損等のリスクに備えるため、ファイアーウォールシステムの構築、適切なアクセス管理、24時間体制のサーバー監視、定期的なデータバックアップ等の保全策を実施しております。しかしながら、自然災害、事故、盗難、紛失、不正アクセスやコンピューターウィルス、システムの誤作動等の要因によって、データの漏洩・破壊やコンピューターシステムの利用が不可能になるなどの事態が発生した場合には、サービス提供に支障が生じる可能性があります。また、万一、個人情報・機密情報の漏洩や不正アクセス等の事態が生じた場合には、損害の補償・回復措置その他の対応を行うことが必要となる可能性が生ずるととどまらず、当社グループの主たる事業であるセキュリティ事業に対する信頼が著しく損なわれ、事業遂行や当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 知的財産権について

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害することがないように十分に留意したうえで事業遂行しておりますが、特に登録が義務付けられていない著作権に関して権利の存在に対する認識を欠いたり、知的財産権の内容や効力が及ぶ範囲、知的財産権の成立の有効性について見解が異なること等により、結果的に当社グループが第三者の知的財産権を侵害することになる可能性は皆無ではありません。このような場合、当該第三者より損害賠償、使用差止め等の請求を受けたり、訴えを提起されたりする可能性や当該知的財産権につき必要なライセンスが受けられなかったり、ライセンスに対して高額の対価の支払い義務を負う等の事態が発生し、当社グループの事業遂行や業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11)品質管理について

当社グループは、製品・サービスの品質管理には万全を期しておりますが、想定範囲を超える契約不適合責任等が発生した場合には、多額の費用発生や当社グループの評価を大きく毀損することとなり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、サイバーセキュリティ分野での事業拡大に向けた人員増に伴う人件費等の増加や開発投資により、前連結会計年度において営業損失270百万円、経常損失272百万円、親会社株主に帰属する当期純利益598百万円、マイナスの営業活動によるキャッシュ・フロー86百万円を計上いたしました。また、当連結会計年度においても、営業損失388百万円、経常損失372百万円、親会社株主に帰属する当期純損失385百万円となり、営業損益及び経常損益ベースでは、連続して損失を計上しております。

上記のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、資産及び負債の内容、並びに事業計画及び資金繰り計画等に鑑み、当連結会計年度末において十分な資金を有しております。従いまして、当社グループについて継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しており、継続企業の前提に関する注記は行っておりません。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度において、当社グループは、セキュリティ市場での中長期的な高い成長の実現と競争力強化を図るため、各分野におけるスペシャリストの登用を推進するとともに、高度セキュリティ人材の確保と育成を中心とする体制強化を進めるとともに、ブランディング・マーケティングの強化施策にも注力いたしました。

また、収益の安定化・最大化を目指し、ストック型収益の拡大、リピート率の向上、ソリューションの開発・強化に注力するとともに、セキュリティトレーニング施設の集約・強化、アップセル・クロスセル戦略、官民の多様なパートナーや顧客獲得などに加え、重点戦略分野であるサイバーセキュリティ・AI分野における最先端の情報・技術・ノウハウの獲得並びに有力な事業パートナーの拡大・関係強化を推進いたしました。

業績面では当連結会計年度中の収益計上を見込んでおりましたAIデータセンター向け包括的サイバーセキュリティ支援及びセキュリティトレーニング施設の新規開設にかかる大口見込案件について、当該見込顧客におけるプロジェクト進捗の影響を受けて期ずれとなりました。また、これらの見込案件向けにサービス提供体制の構築を前倒して進めたことから、主に人件費が大幅に増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,365百万円（前期比14.9%減）、営業損失388百万円（前期は営業損失270百万円）、経常損失372百万円（前期は経常損失272百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失385百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益598百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2区分から、「セキュリティ事業」の単一セグメントに変更しております。前連結会計年度において、当社グループ内においてマーケティング事業を単独で展開していた当時の連結子会社である株式会社MSS（東京都港区、代表取締役社長 藤田圭介、以下「MSS」といいます。）を、AIインフラとデータ解析に強みを持ちデジタルマーケティング支援やSNS事業を展開するデータセクション株式会社（東京都品川区、代表取締役社長執行役員CEO 石原紀彦、以下「データセクション」といいます。）グループに包括業務提携の一環として融合するとともに、当社グループがデータセクショングループのセキュリティ対策を包括支援すること、かつ、当社グループとして、セキュリティ事業に経営資源を集中投下することが企業価値向上に資すると判断し、データセクションを相手先とするMSSの株式譲渡及び株式交換を実行することといたしました。2024年7月1日付でこれらの効力が発生し、同日付で当社はMSSを連結の範囲から除外していることから、前連結会計年度の業績にはマーケティング事業が含まれておりません。また、前連結会計年度におけるセキュリティ事業の売上高は1,466百万円であるため、同事業のみで比較した場合、前期比6.9%減となります。

(1) 事業別概況

ソリューション別の概況は以下のとおりです。

サイバートレーニングソリューションについては、収益性向上及び非連続的な成長を図るため、トレーニングのリモート提供、eラーニング、日本独自の新規プログラム開発などを推進しましたが、引き続きトレーニング施設『CYBERGYMアリーナ』の集約・強化による影響を受け、当連結会計年度の売上高は389百万円（前期比19.8%減）となりました。

セキュリティ診断・調査ソリューションについては、売上・受注とも堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は438百万円（前期比12.1%増）となりました。また、日本企業を狙うランサムウェアグループの攻撃が継続することを見込み、特にDFIR（デジタルフォレンジック・インシデントレスポンス）分野でのサービス開発と人員強化を推進しました。

セキュリティコンサルティングソリューションについては、情報セキュリティ認証取得支援サービスの売上が堅調に推移した一方で、企業のセキュリティ強化を目的としたリスクアセスメントサービス「V-sec」、CSIRT構築支援、インシデント対応支援などの総合的なセキュリティコンサルティングサービスの引き合いが増えつつも、低採算案件の受注を抑制したため、当連結会計年度の売上高は537百万円（前年同期比8.8%減）となりました。

生産、受注及び販売の実績は、次のとおりであります。

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当連結会計年度におけるセキュリティ事業の受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	受注残高（千円）
セキュリティ事業	1,436,609	343,733

販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	増減	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	前年同期比 (%)
セキュリティ事業	1,466,640	1,365,823	100,817	6.9
マーケティング事業	138,442	-	138,442	-
合計	1,605,082	1,365,823	239,259	14.9

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
- 2 当連結会計年度におけるマーケティング事業の販売高はありません。これは、上記のとおり、当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2区分から、「セキュリティ事業」の単一セグメントに変更したことによるものであります。
- 3 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて108百万円減少し、1,196百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて118百万円減少し、602百万円となりました。これは、現金及び預金が142百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて10百万円増加し、594百万円となりました。これは、関係会社株式が10百万円増加したことなどによります。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて33百万円減少し、306百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が20百万円、賞与引当金が8百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて121百万円減少し、307百万円となりました。これは、長期借入金38百万円、繰延税金負債が91百万円減少したことなどによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて47百万円増加し、583百万円となりました。これは、資本金及び資本剰余金等新株予約権の行使によりそれぞれ103百万円増加し、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が385百万円減少し、その他有価証券評価差額金が226百万円増加したことなどによります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末の40.5%から48.5%となり、1株当たり純資産は40円92銭から41円87銭となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」といいます。)は、前連結会計年度末に比べ142百万円減少し、123百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果、使用した資金は412百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失468百万円、投資有価証券売却損79百万円、売上債権の減少額28百万円、仕入債務の減少額20百万円等によるものであります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果、得られた資金は104百万円となりました。これは主に、貸付けによる支出460百万円、貸付金の回収による収入421百万円、投資有価証券の売却による収入153百万円等によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果、得られた資金は165百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出38百万円、株式の発行による収入204百万円等によるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、第2「事業の状況」4「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(3)キャッシュ・フローに記載のとおりであります。また、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、次のとおりであります。

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
自己資本比率(%)	35.3	49.3	30.3	40.5	48.5
時価ベース自己資本比率(%)	357.9	272.3	285.2	157.5	195.7
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	-	1.0	-	-	-
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	30.4	-	-	-

(注) 1 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー / 利払い

2 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

3 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

4 キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しております。

5 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。

6 2022年3月期、2024年3月期、2025年3月期及び2026年3月期につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスのため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択、適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績及び現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性を伴うため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

固定資産の減損処理

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

当社グループは、市場価格のない株式等については、実質価額が著しく低下した場合は、回収可能性を考慮して減損処理を行っております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

- (1) 提出会社
該当事項はありません。
- (2) 国内子会社
該当事項はありません。
- (3) 在外子会社
該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,288,000
計	25,288,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,860,800	13,860,800	名古屋証券取引所 ネクスト市場	単元株式数は100株であります。
計	13,860,800	13,860,800	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権

決議年月日	2021年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名
新株予約権の数(個)	3,714(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 371,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	254.4(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月13日 至 2031年7月11日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 255.4 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

2022年6月14日に決定した新株式並びに第10回、第11回及び第12回新株予約権の発行に係る払込金額が、新株予約権の発行要項における行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回るため、2022年6月30日以降の行使価額等が調整されております。

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割(無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は、取締役会決議により、必要と認める調整を行うものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

- (1) 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- (2) 普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に読み替えるものとする。

- (3) 上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件付新株予約権に定められた事項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行している。

第10回新株予約権

決議年月日	2022年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名
新株予約権の数(個)	11,241(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,124,100(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	277(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2032年6月30日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 277 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記に掲げた事由によるほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により、行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 当社が他社と合併する場合、会社分割、株式交換、株式交付を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値の連続する21日間の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合、相続人は本新株予約権を承継することができない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、当該組織再編行為の効力発生日の時点において行使されておらず、かつ、当社より取得されていない本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される本新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記表中に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき 1 円で有償発行している。

第13回新株予約権

決議年月日	2025年7月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社執行役員 4名 当社子会社取締役 4名
新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 - (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2
新株予約権の行使期間	自 2027年7月1日 至 2036年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 404.52 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する
新株予約権の取得に関する事項	(注)5
組織再編性行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率 また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行決議前日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の109.9%に相当する金200円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 2026年3月31日付で残存する6,173個を各割当先から取得し、即時消却いたしました。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第11回新株予約権

決議年月日	2022年6月14日
新株予約権の数(個)	8,454(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 845,400(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	280(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2026年6月30日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 282.7 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

- (1) 本第11回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式1,000,000株(本第11回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本第11回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が下記(注)2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本第11回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、280円とする。但し、行使価額は下記(3)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の調整

当社は、本第11回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 本項 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ()株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ()本項 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ()当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項 ()に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ()本項 ()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 ()乃至()にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第11回新株予約権の行使請求をした本第11回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ()行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ()行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項 ()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名証終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ()行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項 ()の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

上記の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第11回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ()株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生、又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。
- ()行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記 ()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第11回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本第11回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

第12回新株予約権

決議年月日	2022年6月14日
新株予約権の数(個)	4,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 400,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	239.4(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 240.4 資本組入額(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 本新株予約権の目的となる株式の種類と数

- (1) 本第12回新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式400,000株(本第12回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株)とする。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本第12回新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が下記(注)2の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、下記(注)2(3)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第12回新株予約権を有する者(以下、「本第12回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記(注)2(3)()の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本第12回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、280円とする。但し、行使価額は下記(3)に定める調整を受ける。
- (3) 行使価額の調整

当社は、本第12回新株予約権の発行後、下記に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ()本項 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ()株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ()本項 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ()当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項 ()に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ()本項 ()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 ()乃至()にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本第12回新株予約権の行使請求をした本第12回新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ()行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ()行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項 ()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の名証終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ()行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項 ()の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

本項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本第12回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- () 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由の発生、又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。
- () 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本第12回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項()に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本第12回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第12回本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本第12回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年7月12日 (注)2	674,500	11,730,000	74,970	967,628	74,970	1,379,002
2021年7月13日～ 2022年3月31日 (注)1	129,000	11,859,000	15,580	983,208	15,580	1,394,582
2022年4月1日～ 2022年6月29日 (注)1	34,200	11,893,200	4,223	987,432	4,223	1,398,806
2022年6月30日 (注)3	375,900	12,269,100	49,994	1,037,427	49,994	1,448,801
2022年7月1日～ 2022年3月24日 (注)1	79,800	12,348,900	9,680	1,047,107	9,680	1,458,481
2023年3月25日 (注)4	-	12,348,900	1,037,107	10,000	1,113,350	345,131
2023年4月1日～ 2024年3月30日 (注)1	526,900	12,875,800	68,516	78,516	68,516	413,648
2024年3月31日 (注)5	-	12,875,800	68,516	10,000	-	413,648
2024年4月1日～ 2024年6月25日 (注)1	57,000	12,932,800	6,914	16,914	6,914	420,562
2024年7月1日 (注)6	65,600	12,867,200	-	16,914	-	420,562
2024年7月2日～ 2025年3月31日 (注)1	63,300	12,930,500	7,685	24,599	7,685	428,247
2025年4月1日～ 2026年3月31日 (注)1	930,300	13,860,800	103,791	128,390	103,791	532,039

(注)1 新株予約権の行使によるものです。

2 有償第三者割当 674,500株

発行価格 222.3円

資本組入額 111.15円

主な割当先 石原紀彦、サンエイトV投資事業組合、他2名

3 有償第三者割当 375,900株

発行価格 266円

資本組入額 133円

割当先 エレメンツキャピタルリサーチ(同)

4 2023年3月24日開催の臨時株主総会決議により、財務体質の健全化を目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少するとともに、これにより生じたその他資本剰余金2,150,457千円を繰越利益剰余金の欠損填補に充当しております。この結果、資本金が1,037,107千円(減資割合99.0%)減少し、資本準備金が1,113,350千円(減資割合76.3%)減少しております。

5 2024年3月29日開催の臨時株主総会決議により、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、効率的な経営を推進することを目的として、資本金の額を減少し、減少した資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えております。この結果、資本金が68,516千円(減資割合87.3%)減少しております。

6 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	8	22	2	23	4,521	4,577	-
所有株式数(単元)	-	143	6,989	24,284	305	620	106,253	138,594	1,400
所有株式数の割合(%)	-	0.10	5.04	17.52	0.22	0.45	76.67	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
村松 澄夫	千葉県流山市	916,700	6.6
石原 紀彦	東京都世田谷区	798,700	5.8
サンインベストメント合同会社(注)	東京都港区赤坂1丁目14番15号	700,000	5.1
ハヤテマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋兜町6-5	354,600	2.6
西澤管財株式会社	東京都中央区銀座4丁目9番8号	300,000	2.2
松田 孝裕	埼玉県北本市	275,300	2.0
滝川 武則	東京都板橋区	270,600	2.0
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	178,200	1.3
片山 道弘	愛知県春日井市	172,000	1.2
有限会社アート緑化	埼玉県飯能市中居134-1	170,100	1.2
計	-	4,136,200	29.8

(注) サンインベストメント合同会社は、当社代表取締役である石原紀彦の資産管理会社であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,859,400	138,594	-
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	13,860,800	-	-
総株主の議決権	-	138,594	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。当社グループは、今もなお成長の過程にあると認識しているため、内部留保の充実を図り、これを事業の効率化・競争力強化と事業規模の拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する将来の利益還元につながるかと考えております。従って、当面は内部留保の充実を優先した配当政策を継続する予定ですが、財政状態及び経営成績とのバランス及び内外の事業環境を総合的に勘案し、できるだけ早い時期に配当の実施を行い、株主に対する利益還元を目指す所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと捉え、法令に準拠した効率的かつ効果的なマネジメントシステムの確立と運営に努め、経営の監視機能と監査機能の実効性向上を図り、高いコンプライアンス意識の維持向上に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用し、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の取締役は、定款で員数を8名以下と定めておりますが、有価証券報告書提出日現在の員数は3名であり、うち1名は社外取締役となっております。また、同日現在の監査役の員数は3名であり、うち2名が社外監査役となっております。

当社は、2026年6月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

a. 企業統治の体制の概要

() 取締役会

取締役会は、代表取締役社長石原紀彦を議長として、高橋恭一郎及び田村次朗の3名で構成されており、田村次朗は会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。原則として毎月1回の定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及びその他の経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する機関として、毎月の営業状況や業績の報告が行われ、サステナビリティに関する事項を含む重要な経営課題等について審議しております。また、原則として監査役も出席し、適宜意見が述べられております。

() 経営会議

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、事業子会社の代表取締役及び事業部門責任者で構成されており、定例取締役会の合間に月1回以上開催しております。経営会議では、各部門における業務の報告及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討及び情報の交換・共有を行うほか、新製品・新サービスの企画、サステナビリティに関する事項等、重要な意思決定に付随する議論を行っております。また、必要に応じて常勤監査役も出席しております。

() 監査役会

監査役会は、奥山琢磨（常勤）、平山剛及び小松祐介の3名で構成されており、奥山琢磨及び小松祐介の両氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行い、または決議を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び役割分担等に従い、それぞれの法務、財務・会計、税務に関する専門的知見を生かし、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、内部監査担当者その他従業員及び会計監査人等からの情報収集等を通じて、取締役の職務執行を監査し、必要に応じて子会社の監査を実施しております。原則として月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

() 会計監査人

当社は、KDA監査法人を会計監査人として選任しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

() 内部監査室

代表取締役直轄の内部監査室（1名）を設置し、会社業務の適正な運営、的確な改善及び能率の向上を図るとともに、財産を保護し、不正・誤謬を防止するため、徹底した内部監査に取り組んでおります。内部監査室、監査役及び会計監査人が相互に連携をとりながら内部統制を常に管理し、効率的な監査の実施に努めております。

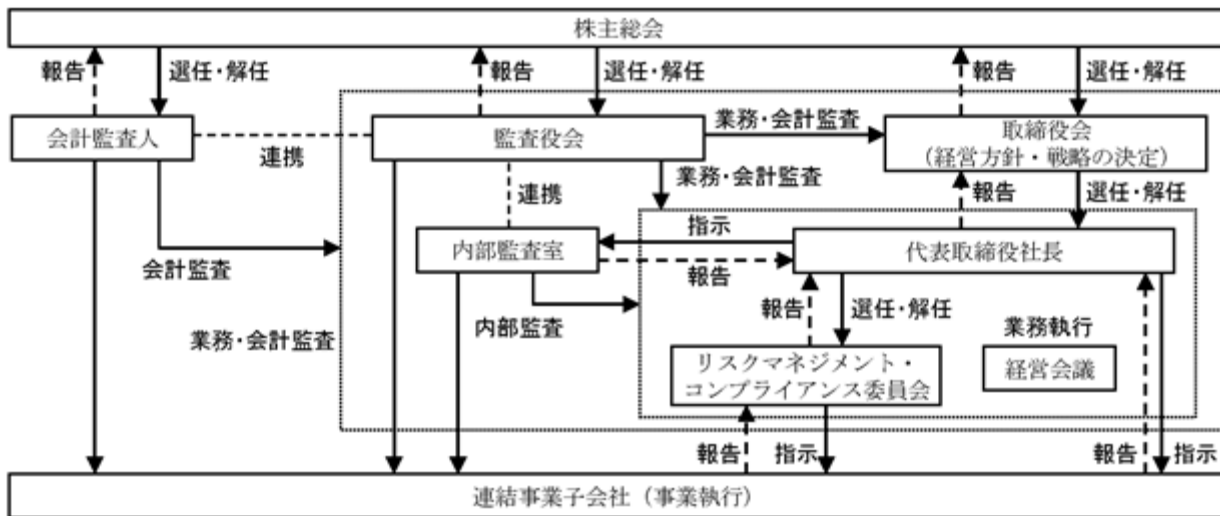
() リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスクマネジメント及び法令順守について役職員に徹底することを目的として、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。委員長は代表取締役社長が務め、取締役、監査役及び子会社の代表取締役、並びに部門責任者の一部が委員に指名されております。リスクマネジメント委員会は当社グループ全体のリスクについて把握し、各リスクへの対応を図っております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関連する方針の検討、研修計画、コンプライアンス違反者の処分について決定いたします。両委員会は3ヶ月に1回の定例開催のほか、必要に応じて随時開催することとしております。

b. 当該体制を採用する理由

当社は、取締役会における経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の意思決定の充実及び業務執行状況の管理監督、並びに社外監査役を含む監査役会による取締役の業務執行の厳正な監査など、経営の意思決定及び管理監督を有効かつ適正に機能させるために下記の体制を整えております。

当社の機関・内部統制の関係図は次の通りであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は、適切な企業統治を行なうために、内部統制システム構築の基本方針に基づき、以下の内部統制システムの整備を行っております。なお、体制を構築するだけでなく、有効に機能させるために、適宜見直しを行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、経営の基本方針に則った「企業行動憲章」及びコンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役及び使用人に法令・定款・社内規程の遵守を徹底させる。
- (2)取締役及び使用人が法令又は定款上疑義がある行為等を認知し、それを告発しても、内部通報制度運用規程を定めており、当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない。
- (3)監査役は、監査法人及び内部監査部門と連携し、監査役規程・監査役会規則・監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- (4)コンプライアンス体制に係る規程に基づき、コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築を推進する。コンプライアンスの推進については、取締役及び使用人がコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務を遂行するよう教育・研修を実施する。
- (5)内部監査部門は、各部門の業務実施状況を把握し、すべての業務が法令・定款・社内規程に準拠して適正に行われているかを調査・検証し、代表取締役社長及び監査役等に報告する。
- (6)取締役会は、コンプライアンス体制を定期的に見直し、問題点の把握と改善に努める。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要な情報を速やかに入手できる体制を構築するものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理規程を定め、業務執行に係るリスクを把握、分析し適切な対応を行うための全社的なリスク管理体制を構築する。全社的なリスク管理はリスクマネジメント委員会が統括し、各部門固有の業務に付随するリスクについては、当該部門において個別の規定、マニュアル等を整備するとともに使用人への教育を行うこととする。
- (2)内部監査部門は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、リスクマネジメント体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (3)不測の事態が発生した場合は、対応マニュアルに基づき代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - (2)取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、計画を達成するため取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役及び各職位の権限と責任を明確にする。
- 5 当該株式会社及び子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社グループの利益と発展を目的として関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については事前の協議を行うこととし、また経営状況と財政状況に係る定期的な報告を求めることとする。
 - (2)当社グループ各社の状況に適したコーポレートガバナンス体制を構築する。また、原則として当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、当社グループとしての一体的かつ効率的な事業運営、業務執行及びリスク管理に努めるものとする。
 - (3)当社と子会社との取引条件が、第三者との取引と比較して恣意的にならないよう、必要に応じて専門家に確認することとする。
 - (4)内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役等に報告する。取締役会は、子会社の管理体制を必要に応じて見直し、問題点の把握と改善に努める。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1)監査役が職務を補助する使用人（以下、補助スタッフという）を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、補助スタッフを選出することとする。
 - (2)補助スタッフに関する任命・異動、人事考課及び懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとする。
 - (3)監査役は、補助スタッフの取締役からの独立性に関する事項を取締役会に対して求めることができる。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助スタッフは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - (4)監査役は、補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項を取締役会に対して求めることができる。
- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1)当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の業務執行状況、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について直ちに報告するものとする。
 - (2)監査役が取締役会その他重要な社内会議に出席し、重要な報告を適時受けられる体制を構築するとともに、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に追加の説明・報告を求めることができるものとする。
- 8 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- 9 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10 その他監査役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的な会合を持ち、情報の交換を行うとともに、連携して監査の実効性を確保するものとする。

(3) 監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家との連携を図る。

b. リスク管理体制の整備状況

当社は、当社グループが営む事業において生じ得る様々なリスクについて、社内の各部門及び各事業会社からリスク情報を収集して的確に把握し、経営トップの主導による内部統制システムの構築、効率的な経営資源の配分等を通じて、当社グループ全体のリスクの管理、低減を図っています。また、リスク管理の担当部署は管理本部とし、不測の事態が生じた場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、専門家である弁護士及び会計監査人の助言を受け、全社一丸となって迅速な対応を行います。

c. 責任限定契約の概要

- () 当社定款においては、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、取締役田村次朗、監査役奥山琢磨及び小松祐介との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
- () 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。
- () 当社は、優秀な人材の確保ならびに職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことによって被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

d. 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

- () 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式を取得することができることを目的とするものです。
- () 当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h. 取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
石原 紀彦	16	16
高橋 恭一郎	16	16
田村 次朗	16	16

取締役会における具体的な検討内容として、取締役会規程等に定める取締役会付議基準に従い、事業計画、重要な投融資、並びにその他法令・定款に定められた事項及び業務執行のための重要事項等を決議し、月次決算、資金繰り状況、サステナビリティに関する事項並びにその他法令に定められた事項及び重要な業務執行状況等の報告を受けております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a.2026年6月26日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 兼CEO	石原 紀彦	1977年5月4日	2001年4月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社入社 2004年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009年2月 日本コアパートナー株式会社取締役副社長 2011年1月 株式会社アトミックメディア取締役 2011年3月 サンインベストメント合同会社設立 代表社員(現任) 2013年9月 みやこキャピタル株式会社取締役 2014年4月 サンインベストメント株式会社設立 代表取締役(現任) 2014年6月 株式会社アトミックメディア代表取締役 2017年3月 株式会社アトミックメディア取締役 2017年6月 当社取締役 2018年1月 当社代表取締役社長 2018年1月 Strategic Cyber Holdings LLC Chairman of the Board & CEO(現任) 2018年9月 株式会社VLCセキュリティラボ取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 2020年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング代表取締役社長兼CEO 2020年8月 株式会社VLCセキュリティアリーナ代表取締役社長兼CEO 2021年6月 株式会社MSS取締役 2022年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング取締役(現任) 2023年6月 株式会社VLCセキュリティアリーナ代表取締役CEO(現任) 2024年4月 データセクション株式会社取締役 2024年6月 同社代表取締役社長CEO 2024年12月 同社代表取締役社長執行役員CEO(現任)	(注)3	1,498,700
取締役 CFO	高橋 恭一郎	1975年1月1日	1997年4月 大和証券株式会社入社 1999年4月 大和証券エスピー・キャピタルマーケット株式会社(現 大和証券株式会社)入社 2005年9月 オリックス証券株式会社(現 マネックス証券株式会社)入社 2013年2月 MITホールディングス株式会社入社 2015年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 2019年6月 当社上席執行役員CFO 2019年6月 株式会社MSS監査役 2020年2月 株式会社VLCセキュリティラボ取締役 2020年6月 当社取締役CFO(現任) 2020年8月 株式会社VLCセキュリティアリーナ監査役(現任) 2022年6月 株式会社VLCセキュリティラボ監査役(現任) 2023年6月 株式会社MSS取締役 2024年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング取締役(現任)	(注)3	136,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	田村 次朗	1959年2月9日	1991年4月 アメリカ企業公共政策研究所(AEI)ブルッキングス研究所、アメリカ上院議員事務所 客員研究員 1992年9月 ジョージタウン大学ロー・スクール 客員教授兼任教授 1997年4月 慶應義塾大学法学部 教授 2001年4月 ホワイト&ケース法律事務所 特別顧問 2001年9月 弁護士登録 2009年9月 ダボス会議「交渉と紛争解決」委員会委員 2010年9月 ハーバード国際交渉学プログラム インターナショナル・アカデミック・アドバイザー(現任) 2015年4月 交渉学協会 理事長(現任) 2018年9月 社会実学研究所 所長 2019年4月 日本説得交渉学会 会長(現任) 2020年7月 田村總研株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社VLCセキュリティアリーナ エグゼクティブ・アドバイザー(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 2023年9月 株式会社FLUX 社外取締役(現任) 2024年4月 大学院大学至善館 教授(現任) 2024年4月 慶應義塾大学 名誉教授(現任) 2024年4月 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート(KGRI) 特任教授(現任) 2025年1月 株式会社BMファン 顧問(現任) 2025年4月 TMI総合法律事務所 顧問(現任)	(注)1 (注)3	11,100
常勤監査役	奥山 琢磨	1971年12月23日	2002年4月 あずさ監査法人入所(現 有限責任あずさ監査法人) 2005年5月 公認会計士登録 2013年10月 奥山琢磨公認会計士事務所設立 代表(現任) 2016年6月 当社監査役 2017年3月 仲田マネージメントサービス株式会社代表取締役 2018年6月 当社常勤監査役(現任) 2018年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング監査役(現任) 2018年6月 株式会社MSS監査役 2018年9月 株式会社VLCセキュリティラボ監査役 2023年6月 株式会社MSS監査役(現任) 2024年10月 税理士法人仲田会計代表社員(現任)	(注)5	-
監査役	平山 剛	1980年8月1日	2004年4月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年1月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソンフォースター法律事務所)入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年6月 当社取締役 2018年9月 フリー株式会社監査役 2019年6月 当社監査役(現任) 2020年6月 ソーシャルワイヤー株式会社監査役(現任)	(注)4	71,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	小松 祐介	1974年 7月 2日	1997年 6月 公認会計士大浦俊一事務所入所 2001年 6月 税理士登録 2001年 7月 小松祐介税理士事務所(屋号 アークス総合会計事務所)設立 代表(現任) 2005年 2月 KTAX株式会社代表取締役(現任) 2016年 5月 東洋通信工業株式会社監査役 2019年 6月 当社監査役(現任) 2020年 6月 TTKホールディングス株式会社監査役(現任)	(注)4	11,100
計					1,729,300

- (注) 1 取締役田村次朗は、社外取締役であります。
- 2 監査役奥山琢磨及び小松祐介は、社外監査役であります。
- 3 取締役石原紀彦、高橋恭一郎及び田村次朗の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役平山剛及び小松祐介の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役奥山琢磨の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役奥山琢磨は、名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 7 石原紀彦氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるサンインベストメント合同会社の保有する700,000株を含めて記載しております。

b.2026年6月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。なお、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性7名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 兼CEO	石原 紀彦	1977年5月4日生	2001年4月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社入社 2004年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009年2月 日本コアパートナー株式会社取締役副社長 2011年1月 株式会社アトミックメディア取締役 2011年3月 サンインベストメント合同会社設立 代表社員(現任) 2013年9月 みやこキャピタル株式会社取締役 2014年4月 サンインベストメント株式会社設立 代表取締役(現任) 2014年6月 株式会社アトミックメディア代表取締役 2017年3月 株式会社アトミックメディア取締役 2017年6月 当社取締役 2018年1月 当社代表取締役社長 2018年1月 Strategic Cyber Holdings LLC Chairman of the Board & CEO(現任) 2018年9月 株式会社VLCセキュリティラボ取締役(現任) 2020年6月 当社代表取締役社長兼CEO(現任) 2020年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング代表取締役社長兼CEO 2020年8月 株式会社VLCセキュリティアリーナ代表取締役社長兼CEO 2021年6月 株式会社MSS取締役 2022年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング取締役(現任) 2023年6月 株式会社VLCセキュリティアリーナ代表取締役CEO(現任) 2024年4月 データセクション株式会社取締役 2024年6月 同社代表取締役社長CEO 2024年12月 同社代表取締役社長執行役員CEO(現任)	(注)3	1,498,700
取締役 CFO	高橋 恭一郎	1975年1月1日生	1997年4月 大和証券株式会社入社 1999年4月 大和証券エスピー・キャピタルマーケット株式会社(現 大和証券株式会社)入社 2005年9月 オリックス証券株式会社(現 マネックス証券株式会社)入社 2013年2月 MITホールディングス株式会社入社 2015年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 2019年6月 当社上席執行役員CFO 2019年6月 株式会社MSS監査役 2020年2月 株式会社VLCセキュリティラボ取締役 2020年6月 当社取締役CFO(現任) 2020年8月 株式会社VLCセキュリティアリーナ監査役(現任) 2022年6月 株式会社VLCセキュリティラボ監査役(現任) 2023年6月 株式会社MSS取締役 2024年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング取締役(現任)	(注)3	136,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	棚瀬 誠	1977年4月16日生	2005年8月 総務省自治税務局都道府県税課関税係長 2010年7月 財務省主計局法規課課長補佐 2011年7月 財務省主計局主計官補佐(文部科学担当主査) 2014年8月 国際刑事警察機構(ICPO/INTERPOL) Head of Financial Crimes Unit 2017年8月 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課理事官(警視正) 2018年8月 内閣官房小型無人機等対策推進室企画官(警視正) 2019年8月 兵庫県警察本部刑事部長(警視正) 2020年9月 法務省刑事局公安課企画官(警視正) 2021年10月 法務省刑事局参事官(警視長) 2023年8月 警察庁サイバー警察局サイバー捜査課長(警視長) 2024年12月 株式会社CONNECT 代表取締役(現任)	(注)3	-
取締役	田村 次朗	1959年2月9日生	1991年4月 アメリカ企業公共政策研究所(AEI)ブルッキングス研究所、アメリカ上院議員事務所客員研究員 1992年9月 ジョージタウン大学ロー・スクール 客員教授兼任教授 1997年4月 慶應義塾大学法学部 教授 2001年4月 ホワイト&ケース法律事務所 特別顧問 2001年9月 弁護士登録 2009年9月 ダボス会議「交渉と紛争解決」委員会委員 2010年9月 ハーバード国際交渉学プログラム インターナショナル・アカデミック・アドバイザー(現任) 2015年4月 交渉学協会 理事長(現任) 2018年9月 社会実学研究所 所長 2019年4月 日本説得交渉学会 会長(現任) 2020年7月 田村總研株式会社 代表取締役社長(現任) 2020年11月 株式会社VLCセキュリティアリーナ エグゼクティブ・アドバイザー(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 2023年9月 株式会社FLUX 社外取締役(現任) 2024年4月 大学院大学至善館 教授(現任) 2024年4月 慶應義塾大学 名誉教授(現任) 2024年4月 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート(KGRI) 特任教授(現任) 2025年1月 株式会社BMファン 顧問(現任) 2025年4月 TMI総合法律事務所 顧問(現任)	(注)1 (注)3	11,100
常勤監査役	奥山 琢磨	1971年12月23日生	2002年4月 あずさ監査法人入所(現 有限責任あずさ監査法人) 2005年5月 公認会計士登録 2013年10月 奥山琢磨公認会計士事務所設立 代表(現任) 2016年6月 当社監査役 2017年3月 仲田マネージメントサービス株式会社代表取締役 2018年6月 当社常勤監査役(現任) 2018年6月 株式会社VLCセキュリティコンサルティング監査役(現任) 2018年6月 株式会社MSS監査役 2018年9月 株式会社VLCセキュリティラボ監査役 2023年6月 株式会社MSS監査役(現任) 2024年10月 税理士法人仲田会計代表社員(現任)	(注)5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	平山 剛	1980年 8 月 1 日生	2004年 4 月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年 6 月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年 1 月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソンフォースター法律事務所)入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年 3 月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年 6 月 当社取締役 2018年 9 月 フリー株式会社監査役 2019年 6 月 当社監査役(現任) 2020年 6 月 ソーシャルワイヤー株式会社監査役(現任)	(注)4	71,800
監査役	小松 祐介	1974年 7 月 2 日生	1997年 6 月 公認会計士大浦俊一事務所入所 2001年 6 月 税理士登録 2001年 7 月 小松祐介税理士事務所(屋号 アークス総合会計事務所)設立 代表(現任) 2005年 2 月 KTAX株式会社代表取締役(現任) 2016年 5 月 東洋通信工業株式会社監査役 2019年 6 月 当社監査役(現任) 2020年 6 月 TTKホールディングス株式会社監査役(現任)	(注)4	11,100
計					1,729,300

- (注) 1 取締役田村次朗は、社外取締役であります。
- 2 監査役奥山琢磨及び小松祐介は、社外監査役であります。
- 3 取締役石原紀彦、高橋恭一郎、棚瀬誠及び田村次朗の任期は、2026年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2027年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役平山剛及び小松祐介の任期は、2023年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2027年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役奥山琢磨の任期は、2024年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2028年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役奥山琢磨は、名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 7 石原紀彦氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるサンインベストメント合同会社の保有する700,000株を含めて記載しております。

社外役員の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役田村次朗は、大学教授・弁護士として培った豊富な経験及び幅広く高度な見識を有しております。その豊富な経験と高度な見識は、当社グループの成長、企業価値向上及びリスクマネジメント強化の観点から大変有益であり、重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると期待しております。同氏が代表を務める会社に当社子会社がセミナー及び研修の講師などを委託しておりますが、当該取引の規模及び金額は軽微であり、その他同氏と当社との間に人的関係、資本的関係の利害関係はありません。

社外監査役奥山琢磨は、公認会計士として会計監査分野及び税務分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを期待しております。また、公認会計士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小松祐介は、税理士として税務分野及び会計分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識を当社の監査に反映し、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを期待しています。また、税理士としての専門的かつ豊富な知識・経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、経歴及び当社との関係性を考慮し、当社の経営陣から独立した立場で適切な助言・提言を行って頂ける方を選任しております。

なお、当社は2026年6月29日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役4名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外役員の状況は以下のとおりとなる予定です。

社外取締役は、田村次朗の1名であります。

社外監査役は、奥山琢磨、小松祐介の2名であります。

当社において社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の意思決定における妥当性・適正性を確保するため、取締役会等の重要な会議に出席し、豊富な経験、幅広い見識に基づき、専門的・客観的見地から助言・提言を行っております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性のある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを基本的な考え方として選任しております。監査役は、社内・社外監査役の区分を問わずそれぞれ独立の立場から監査計画・分担に従って監査を実施しております。また、内部監査室、会計監査人、監査役との間では、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行う等の連携をはかり監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

当社の企業統治において社外取締役又は社外監査役が果たす役割は、経営の意思決定機関及び業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、取締役3名中1名を社外取締役並びに監査役3名中2名を社外監査役とすることで、外部からの客観的、中立的な経営監督及び経営監視の機能を構築しております。なお、社外監査役と監査法人との相互連携については、各四半期及び本決算時の年4回、監査法人より会計監査手続き及び監査結果の概要について報告を受け意見交換を行うほか、適宜、会計監査の状況等の報告を受け協議を行い、その内容を社外監査役の監査業務に反映しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査役は3名(うち社外監査役2名)で構成され、監査役監査は、「監査役監査規程」に従い行われております。

監査役は、監査計画及び所定の定例監査又は臨時監査手続きに従い、常勤監査役を中心として、取締役会や経営会議など社内の重要な会議へ出席すると共に、議事録、稟議書、契約書等の書類の査閲、関係者へのヒアリング、会計監査人による監査への立会い、実地調査等の方法により監査を実施しております。

監査役は、必要に応じて内部監査室、会計監査人その他内部統制部門と意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

当事業年度の監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
奥山 琢磨	12回	12回
平山 剛	12回	12回
小松 祐介	12回	12回

常勤監査役奥山琢磨は、公認会計士としての会計監査業務における豊富な経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立の立場から経営全般及び主として財務・会計関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

監査役平山剛は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般及び主として法務関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

監査役小松祐介は、税理士としての税務分野及び会計分野における豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営全般及び主として税務・会計関連分野における当社の経営を監査・監督しております。

監査役会における具体的な検討内容として、法令、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」等に則し、監査の方針・計画・方法・役割分担、会計監査人の報酬等を決議し、職務執行状況の報告、取締役会に向けた意見交換、並びに取締役会における決議事項・報告事項・審議状況等にかかる協議を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査組織として、社長直轄の組織である内部監査室を設置しており、1名で構成されております。内部監査には、事業年度の監査計画に基づいて継続的に行う「定例監査」並びに社長の特命又は必要に応じて随時行う「臨時監査」があります。内部監査は、「内部監査規程」に従って実施し、法令及び定款、諸規程等のルールに沿って適正に会計処理、業務活動が行われているか、効率的に業務が行われているかを監査しております。また、個人情報を含めた情報管理、衛生管理等も監査しております。監査の結果、要改善事項があった場合には、被監査部門と内部統制部門の責任者に通知し、被監査部門は改善措置の方法、計画及び、実施状況の回答書を内部監査室経由で、社長に提出しております。

内部監査の実効性を確保するための取組みとして、「内部監査規程」において、内部監査室が取締役会に出席し、その監査の結果を報告する旨、並びに必要に応じて監査役会、各監査役及び各取締役に対して、内部監査室が直接報告しなければならない旨を定めております。また、内部監査室は、必要に応じて監査役会、会計監査人及び内部統制部門と直接の意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

KDA監査法人

b. 継続監査期間

15年

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員業務執行社員 公認会計士 関本 享

指定社員業務執行社員 公認会計士 毛利 優

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名です。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針としては、監査業務に関わる豊富な知識及び監査業務執行の正確性が高い監査法人を選定することとしております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定致します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、常勤監査役が適時実施する監査法人との意見交換、監査業務の監視及び検証等により適宜実施され、監査役会において報告しております。常勤監査役である奥山琢磨氏は公認会計士の資格を有しており、常勤監査役との意見交換により、細部にわたり評価を実施しております。

当事業年度におけるKDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。

監査報酬の内容等

1 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,000	-	22,200	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21,000	-	22,200	-

2 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(上記1を除く)

該当事項はありません。

3 その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

4 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

5 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の基本報酬は、基本報酬(金銭報酬)のみで構成され、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬として、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会の決議により決定するものとしております。

個人別の報酬額については、代表取締役社長がその具体的内容について提案し、取締役会決議にて決定するものとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	支給人員	基本報酬	摘要
取締役	3名	79,956千円	うち社外1名7,980千円
監査役	3名	15,972千円	うち社外2名10,836千円
合計	6名	95,928千円	うち社外3名18,816千円

(注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 当事業年度末の人員は、取締役3名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

3 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第27期定時株主総会において年額150百万円と決議いただいております。

4 監査役の報酬限度額は、2001年6月29日開催の第7期定時株主総会において年額20百万円と決議いただいております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。

(5) 【株式の保有状況】

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社について、その株式の保有状況は以下のとおりであります。

なお、当事業年度において、最大保有会社である当社の投資株式計上額が連結貸借対照表計上額の3分の2を超えているため、次に投資株式計上額が大きい会社の開示は行っておりません。

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、各投資株式について、継続的に保有目的やその効果を検証し、取締役会で保有継続の適否を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	-
非上場株式以外の株式	1	494

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	149

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式 の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
データセクション株式会社	389,000	515,000	業務提携先である同社との連携強化を目的として保有しております。定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性はa.で記載の方法により検証しております。	無
	494	496		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	-	1	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 人的資本」に記載のとおりです。

(2)【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
セキュリティ事業	42 (-)
全社(共通)	17 (-)
合計	59 (-)

- (注) 1 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
17(-)	48.3	4.5	9,570	9.0

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	17 (-)

- (注) 1 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

最大人員会社の状況

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

株式会社VLCセキュリティコンサルティング

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
19(-)	45.2	5.8	6,047	6.9

- (注) 1 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

イ 上記アの会社の次に従業員数が多い会社

株式会社VLCセキュリティラボ

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
15(-)	32.1	2.2	6,163	7.8

- (注) 1 従業員数は、就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向を含む。)であり、従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)の当連結会計年度の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、KDA監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組として、会計基準の内容又はその変更等を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	265,967	123,754
受取手形、売掛金及び契約資産	343,594	315,459
仕掛品	16,024	26,149
原材料及び貯蔵品	344	281
その他	95,896	137,561
貸倒引当金	510	422
流動資産合計	721,317	602,783
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	36,070	36,070
減価償却累計額	1 36,070	1 36,070
建物及び構築物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	109,704	117,105
減価償却累計額	1 108,788	1 115,938
工具、器具及び備品(純額)	915	1,167
有形固定資産合計	915	1,167
無形固定資産		
ソフトウェア	838	8,028
無形固定資産合計	838	8,028
投資その他の資産		
関係会社株式	18,507	29,370
投資有価証券	498,975	494,030
敷金及び保証金	59,488	59,179
繰延税金資産	3,741	1,772
その他	4,823	4,356
貸倒引当金	3,750	3,750
投資その他の資産合計	581,785	584,959
固定資産合計	583,539	594,154
繰延資産		
株式交付費	27	-
社債発行費等	246	-
繰延資産合計	274	-
資産合計	1,305,131	1,196,938

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	61,102	40,153
1年内返済予定の長期借入金	38,088	38,088
未払金	53,514	61,138
未払費用	9,261	8,657
未払法人税等	14,907	7,378
契約負債	116,634	118,415
賞与引当金	8,855	-
事業所閉鎖損失引当金	4,871	5,209
その他	33,051	27,457
流動負債合計	340,287	306,498
固定負債		
長期借入金	109,694	71,606
退職給付に係る負債	40,592	48,476
繰延税金負債	278,218	186,957
固定負債合計	428,504	307,039
負債合計	768,791	613,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,599	128,390
資本剰余金	472,528	576,320
利益剰余金	490,150	104,731
株主資本合計	987,277	809,442
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	441,355	214,728
為替換算調整勘定	16,763	14,379
その他の包括利益累計額合計	458,118	229,107
新株予約権	7,180	3,065
純資産合計	536,339	583,400
負債純資産合計	1,305,131	1,196,938

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	1,605,082	1,365,823
売上原価	954,087	759,693
売上総利益	650,995	606,130
販売費及び一般管理費	1,292,231	1,994,195
営業損失()	270,236	388,065
営業外収益		
受取利息	860	1,060
助成金収入	1,723	1,000
持分法による投資利益	8,992	19,387
その他	623	1,371
営業外収益合計	12,200	22,819
営業外費用		
支払利息	3,566	2,516
株式交付費償却	271	27
社債発行費等償却	2,069	246
為替差損	2,345	3,077
支払手数料	-	1,500
その他	6,078	-
営業外費用合計	14,332	7,368
経常損失()	272,367	372,614
特別利益		
関係会社株式売却益	1,207,791	-
固定資産売却益	3122	-
投資有価証券売却益	5,000	-
投資有価証券清算益	-	3,991
特別利益合計	1,212,913	3,991
特別損失		
減損損失	433,635	417,000
関係会社株式売却損	-	3,390
投資有価証券売却損	-	79,632
投資有価証券評価損	19,000	-
特別損失合計	52,635	100,023
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	887,910	468,646
法人税、住民税及び事業税	8,498	6,906
過年度法人税等戻入額	-	841
法人税等調整額	280,877	89,291
法人税等合計	289,375	83,227
当期純利益又は当期純損失()	598,534	385,418
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	598,534	385,418

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	598,534	385,418
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	441,355	226,627
為替換算調整勘定	516	2,384
その他の包括利益合計	1, 2 441,871	1, 2 229,011
包括利益	156,663	156,407
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	156,663	156,407

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	482,164	108,384	24,235	359,544
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	14,599	14,599			29,198
親会社株主に帰属する当期純利益			598,534		598,534
自己株式の消却		24,235		24,235	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	14,599	9,636	598,534	24,235	627,732
当期末残高	24,599	472,528	490,150	-	987,277

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	16,247	16,247	7,183	350,480
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				2	29,196
親会社株主に帰属する当期純利益					598,534
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	441,355	516	441,871	0	441,871
当期変動額合計	441,355	516	441,871	2	185,858
当期末残高	441,355	16,763	458,118	7,180	536,339

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	24,599	472,528	490,150	987,277
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	103,791	103,791		207,583
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			385,418	385,418
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	103,791	103,791	385,418	177,835
当期末残高	128,390	576,320	104,731	809,442

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	441,355	16,763	458,118	7,180	536,339
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				4,115	203,468
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					385,418
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	226,627	2,384	229,011		229,011
当期変動額合計	226,627	2,384	229,011	4,115	47,060
当期末残高	214,728	14,379	229,107	3,065	583,400

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	887,910	468,646
減価償却費	23,336	1,958
減損損失	33,635	17,000
のれん償却額	1,186	-
株式報酬費用	-	28
ポイント引当金の増減額(は減少)	286	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	26,613	88
賞与引当金の増減額(は減少)	3,123	8,855
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	9,706	7,884
受取利息及び受取配当金	865	1,064
関係会社株式売却損益(は益)	1,207,791	3,390
支払利息	3,566	2,516
固定資産売却損益(は益)	122	-
持分法による投資損益(は益)	8,992	19,387
投資有価証券清算益	-	3,991
投資有価証券売却損益(は益)	5,000	79,632
投資有価証券評価損益(は益)	19,000	-
売上債権の増減額(は増加)	251,398	28,135
棚卸資産の増減額(は増加)	1,287	10,061
未収入金の増減額(は増加)	5,817	585
仕入債務の増減額(は減少)	24,541	20,949
契約負債の増減額(は減少)	7,445	1,780
未払消費税等の増減額(は減少)	7,980	10,190
未払費用の増減額(は減少)	11,875	604
その他	38,004	4,609
小計	98,868	397,544
利息及び配当金の受取額	865	1,037
利息の支払額	3,129	2,432
法人税等の支払額	917	13,419
法人税等の還付額	15,456	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,593	412,336
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	260,000	460,000
貸付金の回収による収入	261,500	421,500
有形固定資産の取得による支出	18,043	5,809
有形固定資産の売却による収入	122	-
無形固定資産の取得による支出	1,500	12,040
投資有価証券の売却による収入	5,000	153,931
関係会社株式の売却による収入	-	7,133
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による収入	248,283	-
敷金及び保証金の差入による支出	3,208	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	232,153	104,714
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	127,500	-
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	46,350	38,088
株式の発行による収入	29,196	204,076
自己株式の取得による支出	0	-
新株予約権の取得による支出	-	580
財務活動によるキャッシュ・フロー	94,654	165,408
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	50,905	142,212
現金及び現金同等物の期首残高	215,061	265,967
現金及び現金同等物の期末残高	1 265,967	1 123,754

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社
主要な連結子会社の名称 株式会社VLCセキュリティコンサルティング
株式会社VLCセキュリティアリーナ
株式会社VLCセキュリティラボ
Strategic Cyber Holdings LLC

なお、2025年10月6日付で、株式会社バルク、株式会社CEL及び株式会社サイバージムジャパンは、株式会社VLCセキュリティコンサルティング、株式会社VLCセキュリティアリーナ及び株式会社VLCセキュリティラボに商号を変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社
主要な関連会社の名称 ZENSE株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

棚卸資産

商品及び製品

個別法による原価法を採用しております。
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法を採用しております。
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3～15年
工具、器具及び備品 3～6年

無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

事業所閉鎖損失引当金

閉鎖した事業所について、当該閉鎖に伴い発生する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社3社（株式会社VLCセキュリティコンサルティング、株式会社VLCセキュリティアーナ、株式会社VLCセキュリティラボ）は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、セキュリティ事業を行う単一セグメントであります。主な取引における収益の認識時点は以下のとおりであります。

セキュリティコンサルティングソリューション及びサイバートレーニングソリューション

セキュリティコンサルティングソリューション及びサイバートレーニングソリューションについては、一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。また、契約によって定められた時期にその対価を受領しております。

セキュリティ診断・調査ソリューション

セキュリティ診断・調査ソリューションについては、納品又は検収が完了する一時点で契約上の履行義務が充足するため、納品又は検収の完了時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産	915千円	1,167千円
無形固定資産(のれんを除く)	838千円	8,028千円
投資その他の資産(注)	314千円	230千円
減損損失	33,635千円	17,000千円

(注) 固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、報告セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

固定資産の減損の兆候は、継続的な営業赤字や市場価格の著しい下落のほか、経営環境の著しい悪化等の有無により判断しております。減損の兆候があると認められた固定資産については、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失の認識が必要と判断して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基礎に見積もっており、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

- 1 減価償却累計額には、減損損失累計額を含んだ金額で表示しております。
減損損失累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
建物及び構築物	12,071千円	12,071千円
工具、器具及び備品	54,191千円	59,773千円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	181,118千円	166,098千円
給与手当	196,702千円	230,706千円
賞与引当金繰入額	2,959千円	-千円
退職給付費用	12,445千円	12,684千円
のれん償却額	1,186千円	-千円
支払手数料	140,248千円	152,973千円
貸倒引当金繰入額	26,131千円	88千円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	8,638千円	-千円

- 3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	122千円	-千円
計	122千円	-千円

- 4 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都港区)	共用資産	建物附属設備等	3,290
セキュリティ事業	事業用資産	建物附属設備等、備品、 ソフトウェア等	30,345
合計			33,635

(資産グルーピング方法)

当社グループは、報告セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、本社資産は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングしております。

(減損損失の認識に至った経緯)

当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

なお、回収可能額は使用価値又は正味売却価額により算定しております。使用価値は零として評価しており、正味売却価額も零として評価していることから、回収可能価額を零として帳簿価額の全額を減額し、33,635千円の減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	共用資産	建物附属設備等	14,563
セキュリティ事業	事業用資産	建物附属設備等、備品、ソフトウェア等	2,437
合計			17,000

（資産グルーピング方法）

当社グループは、報告セグメントを基準に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、本社資産は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングしております。

（減損損失の認識に至った経緯）

当初想定していた収益が見込めなくなったため、減損損失を認識しております。

なお、回収可能額は使用価値又は正味売却価額により算定しております。使用価値は零として評価しており、正味売却価額も零として評価していることから、回収可能価額を零として帳簿価額の全額を減額し、17,000千円の減損損失を計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	441,355千円	118,645千円
組替調整額	- 千円	107,982千円
計	441,355千円	226,627千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	516千円	2,384千円
その他の包括利益合計	516千円	229,011千円

2 その他の包括利益に関する法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
法人税等及び税効果調整前	441,355千円	226,627千円
法人税等及び税効果額	- 千円	- 千円
法人税等及び税効果調整後	441,355千円	226,627千円
為替換算調整勘定：		
法人税等及び税効果調整前	516千円	2,384千円
法人税等及び税効果額	- 千円	- 千円
法人税等及び税効果調整後	516千円	2,384千円
その他の包括利益合計		
法人税等及び税効果調整前	441,871千円	229,011千円
法人税等及び税効果額	- 千円	- 千円
法人税等及び税効果調整後	441,871千円	229,011千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,875,800	120,300	65,600	12,930,500

(注) 当連結会計年度における増加は、第8回及び第11回新株予約権の一部が行使されたことによるものであります。
減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,600	-	65,600	-

(注) 当連結会計年度における減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第7回新株予約権	普通株式	914,500	-	-	914,500	4,115
	第8回新株予約権	普通株式	184,200	-	168,400	15,800	0
	第9回新株予約権	普通株式	371,400	-	-	371,400	371
	第10回新株予約権	普通株式	1,124,100	-	-	1,124,100	11
	第11回新株予約権	普通株式	845,700	-	300	845,400	2,282
	第12回新株予約権	普通株式	400,000	-	-	400,000	400
合計		-	3,839,900	-	168,700	3,671,200	7,180

(注) 1 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使及び買取・償却によるものであります。

2 第11回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,930,500	930,300	-	13,860,800

（注）当連結会計年度における増加は、第7回及び第8回新株予約権が行使されたことによるものであります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第7回新株予約権	普通株式	914,500	-	914,500	-	-
	第8回新株予約権	普通株式	15,800	-	15,800	-	-
	第9回新株予約権	普通株式	371,400	-	-	371,400	371
	第10回新株予約権	普通株式	1,124,100	-	-	1,124,100	11
	第11回新株予約権	普通株式	845,400	-	-	845,400	2,282
	第12回新株予約権	普通株式	400,000	-	-	400,000	400
	第13回新株予約権	普通株式	-	647,300	647,300	-	-
合計		-	3,671,200	647,300	1,577,600	2,740,900	3,065

- （注）1 第7回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
2 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
3 第13回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
4 第13回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の買取・消却及び失効によるものであります。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	265,967千円	123,754千円
現金及び現金同等物	265,967千円	123,754千円

- 2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社保有の株式会社MSS株式の一部譲渡及び同社を株式交換完全子会社とする株式交換により株式会社MSSが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式会社MSS株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	140,268千円
固定資産	35,529
流動負債	89,718
固定負債	55,540
株式売却益	1,207,791
株式の売却価額	1,238,330
現金及び現金同等物	51,717
差引：売却による収入	1,186,613

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券 その他の有価証券	496,975	496,975	-
資産計	496,975	496,975	-
長期借入金(2)	147,782	147,102	679
負債計	147,782	147,102	679

(1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」並びに「契約負債」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)1 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	18,507
関係会社株式	18,507
転換社債型新株予約権付社債	2,000
合計	20,507

(注)2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金(千円)	265,967	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金(千円)	343,594	-	-	-	-	-
合計(千円)	609,562	-	-	-	-	-

(注)3 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(千円)	38,088	38,088	38,088	28,878	4,640	-
合計(千円)	38,088	38,088	38,088	28,878	4,640	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 株式	496,975	-	-	496,975
資産計	496,975	-	-	496,975

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

上場株式を保有しており、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当なし	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金	-	147,102	-	147,102
負債計	-	147,102	-	147,102

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、余裕資金の範囲内での運用を目的として、安全性の高い短期的な金融サービス、預金等に限定し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金（営業外受取手形を含む）は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券 その他の有価証券	494,030	494,030	-
資産計	494,030	494,030	-
長期借入金(2)	109,694	108,151	1,542
負債計	109,694	108,151	1,542

(1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)1 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	29,370
関係会社株式	29,370
合計	29,370

(注)2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金(千円)	123,754	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金(千円)	315,459	-	-	-	-	-
合計(千円)	439,214	-	-	-	-	-

(注)3 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金(千円)	38,088	38,088	28,878	4,640	-	-
合計(千円)	38,088	38,088	28,878	4,640	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他の有価証券 株式	494,030	-	-	494,030
資産計	494,030	-	-	494,030

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

上場株式を保有しており、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	108,151	-	108,151
負債計	-	108,151	-	108,151

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	496,975	938,330	441,355
合計		496,975	938,330	441,355

当連結会計年度(2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	494,030	708,758	214,728
合計		494,030	708,758	214,728

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	149,940	-	79,632
合計	149,940	-	79,632

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社3社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社3社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	64,425千円
退職給付費用	10,168千円
退職給付の支払額	462千円
連結子会社譲渡等に伴い減少した退職給付に係る負債	33,540千円
退職給付に係る負債の期末残高	40,592千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	40,592千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,592千円
退職給付に係る負債	40,592千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	40,592千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	10,168千円
----------------	----------

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社3社は非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、当社及び連結子会社3社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	40,592千円
退職給付費用	11,400千円
退職給付の支払額	3,516千円
退職給付に係る負債の期末残高	48,476千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	48,476千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,476千円
退職給付に係る負債	48,476千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48,476千円

(3) 退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	11,400千円
----------------	----------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第13回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 4名 当社子会社取締役 4名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 647,300株
付与日	2025年7月22日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、2026年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度の有価証券報告書において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上高が2,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降、権利行使期間内において本新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年7月1日～2036年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第13回新株予約権(注)	
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	647,300
失効・消却	647,300
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 当社は、2026年3月31日付で残存する本新株予約権を各割当先から取得し、即時消却いたしました。

単価情報

第13回新株予約権	
権利行使価格(円)	200
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	94

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額で決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利はすべて失効・消却したため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,062千円	-千円
未払事業税	644千円	746千円
退職給付に係る負債	14,378千円	16,380千円
減損損失否認額	26,841千円	20,397千円
投資有価証券評価損	250,913千円	217,234千円
資産除去債務	739千円	755千円
貸倒引当金	1,509千円	1,383千円
ソフトウェア	7,235千円	5,740千円
その他	1,811千円	3,740千円
税務上の繰越欠損金(注)	488,332千円	517,665千円
繰延税金資産小計	795,469千円	784,044千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	488,332千円	517,665千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	303,394千円	264,607千円
評価性引当額 小計	791,727千円	782,272千円
繰延税金資産 合計	3,741千円	1,772千円
繰延税金負債		
投資有価証券	278,218千円	186,957千円
繰延税金負債 合計	278,218千円	186,957千円
繰延税金負債の純額	274,477千円	185,185千円

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	16,778	-	-	39,470	84,608	347,475	488,332
評価性引当額	16,778	-	-	39,470	84,608	347,475	488,332
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	-	-	35,114	68,902	30,268	383,380	517,665
評価性引当額	-	-	35,114	68,902	30,268	383,380	517,665
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
 となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.6%	
(調整)		
住民税均等割	0.2%	税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。
評価性引当額の増減	2.4%	
税務上の繰越欠損金	1.3%	
関係会社株式売却益	5.4%	
税率変更による期末繰延税金資産の増減修正	1.8%	
その他	1.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%	

(資産除去債務関係)
 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)
 該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

なお、従来、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「セキュリティ事業」および「マーケティング事業」の2つの報告セグメントに区分しておりましたが、「マーケティング事業」の譲渡に伴い、当連結会計年度より、以下の区分に変更しております。

この変更に伴い、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報も変更後の区分で記載しております。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
サイバートレーニングソリューション	485,325	389,248
セキュリティ診断・調査ソリューション	391,293	438,605
セキュリティコンサルティングソリューション	590,022	537,970
その他	138,442	-
顧客との契約から生じる収益	1,605,082	1,365,823
その他収益	-	-
外部顧客への売上高	1,605,082	1,365,823

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項「4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	655,033	343,594
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	343,594	315,459
契約資産(期首残高)	33,047	-
契約資産(期末残高)	-	-
契約負債(期首残高)	110,806	116,634
契約負債(期末残高)	116,634	118,415

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

「 当連結会計年度(報告セグメントの変更等に関する事項)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社グループは、セキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当連結会計年度より、報告セグメントを従来の「セキュリティ事業」及び「マーケティング事業」の2区分から、「セキュリティ事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更は、前連結会計年度において、セキュリティ事業に経営資源を集中投下し企業価値を向上すること等を目的として、当社グループにおいてマーケティング事業を単独で展開していた連結子会社であった株式会社MSSについて、当社保有株式の一部をデータセクション株式会社に譲渡するとともに、同社を株式交換完全子会社とし、データセクション株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換が行われたことにより、同社を連結の範囲から除外したことに伴うものであります。

この変更により、当社グループは「セキュリティ事業」の単一セグメントとなることから、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	石原紀彦	-	-	当社 代表取締役 データセクション株式会社 代表取締役	（被所有） 直接 5.9 間接 5.4	-	資金の貸付（注2）	260,000	短期貸付金	-
							資金の回収（注2）	260,000		
							子会社株式の譲渡・子会社の株式交換（注3）		-	-
							譲渡価額	300,000		
交換対価	938,000	-	-							
							売却益	1,068,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) いずれも当社の代表取締役である石原紀彦氏が第三者であるデータセクション株式会社の代表者として行った取引であります。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

連結子会社であった株式会社MSSの株式の一部をデータセクション株式会社に対して現金を対価として売却後、データセクション株式会社を株式交換完全親会社とし、株式会社MSSを株式交換完全子会社とする株式交換が行われました。この取引における株式の売却価格及び株式交換の比率は、第三者評価機関の算定評価額に基づき当事者間で協議のうえ決定しております。また、交換対価はデータセクション株式会社の株式515,000株であり、交換対価の金額は2024年7月1日の東京証券取引所における同社終値1,822円に基づき算出してあります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	石原紀彦	-	-	当社 代表取締役 データセクション株式会社 代表取締役	（被所有） 直接 5.0 間接 5.1	資金の貸付	資金の貸付（注2）	460,000	流動資産 その他	40,027
							資金の回収（注2）	420,000		
役員	石原紀彦	-	-	当社 代表取締役 株式会社VLCセキュリティ リナー 代表取締役	（被所有） 直接 5.0 間接 5.1	被債務保証	連結子会社の借入に対する被債務保証（注3）	41,314	-	-
連結子会社の役員	加藤忠行	-	-	株式会社VLCセキュリティ コンサルティング 代表取締役	-	被債務保証	連結子会社の借入に対する被債務保証（注4）	16,500	-	-
連結子会社の役員	中本有哉	-	-	株式会社VLCセキュリティ ラボ 代表取締役	-	被債務保証	連結子会社の借入に対する被債務保証（注5）	51,880	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の代表取締役である石原紀彦氏が第三者であるデータセクション株式会社の代表者として行った取引であります。

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
連結子会社である株式会社VLCセキュリティアーナは、銀行借入に対して同社代表取締役である石原紀彦より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っていません。
連結子会社である株式会社VLCセキュリティコンサルティングは、銀行借入に対して同社代表取締役である加藤忠行より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っていません。
連結子会社である株式会社VLCセキュリティラボは、銀行借入に対して同社代表取締役である中本有哉より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っていません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	40円92銭	41円87銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	46円46銭	28円32銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	598,534	385,418
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	598,534	385,418
普通株式の期中平均株式数(株)	12,882,855	13,609,976
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権の数 9,145個 (普通株式 914,500株) 第8回新株予約権の数 158個 (普通株式 15,800株) 第9回新株予約権の数 3,714個 (普通株式 371,400株) 第10回新株予約権の数 11,241個 (普通株式 1,124,100株) 第11回新株予約権の数 8,454個 (普通株式 845,400株) 第12回新株予約権の数 4,000個 (普通株式 400,000株)	第7回新株予約権の数 9,145個 (普通株式 914,500株) 第8回新株予約権の数 158個 (普通株式 15,800株) 第9回新株予約権の数 3,714個 (普通株式 371,400株) 第10回新株予約権の数 11,241個 (普通株式 1,124,100株) 第11回新株予約権の数 8,454個 (普通株式 845,400株) 第12回新株予約権の数 4,000個 (普通株式 400,000株) 第13回新株予約権の数 6,473個 (普通株式 647,300株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	38,088	38,088	2.03	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	109,694	71,606	2.03	2028年10月～ 2029年9月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	147,782	109,694	-	-

(注)1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	38,088	28,878	4,640	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	612,009	1,365,823
税金等調整前中間(当期)純損失 (千円)	245,414	468,646
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失 (千円)	263,728	385,418
1株当たり中間(当期)純損失 (円)	19.74	28.32

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	106,811	75,415
売掛金	1 55,320	1 59,646
原材料及び貯蔵品	74	50
前払費用	22,283	21,363
関係会社短期貸付金	1,500	-
その他	1 19,737	1 62,503
流動資産合計	205,728	218,979
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	34,470	34,470
減価償却累計額	34,470	34,470
建物附属設備(純額)	-	-
工具、器具及び備品	35,789	40,807
減価償却累計額	35,789	40,807
工具、器具及び備品(純額)	-	-
有形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
投資有価証券	498,975	494,030
関係会社株式	65,310	65,810
関係会社長期貸付金	1,246,631	1,300,382
関係会社長期未収入金	38,901	38,901
敷金及び保証金	57,029	56,720
その他	374	50
貸倒引当金	1,105,157	1,221,128
投資その他の資産合計	802,063	734,765
固定資産合計	802,063	734,765
繰延資産		
株式交付費	27	-
社債発行費等	246	-
繰延資産合計	274	-
資産合計	1,008,066	953,745

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1,110,403	1,111,668
未払費用	2,495	4,029
未払法人税等	290	924
預り金	4,487	6,592
その他	6,462	-
流動負債合計	124,137	123,214
固定負債		
関係会社長期借入金	180,314	218,314
退職給付引当金	17,540	20,315
繰延税金負債	278,218	186,957
固定負債合計	476,073	425,587
負債合計	600,210	548,802
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,599	128,390
資本剰余金		
資本準備金	428,247	532,039
その他資本剰余金	44,280	44,280
資本剰余金合計	472,528	576,320
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	344,903	88,104
利益剰余金合計	344,903	88,104
株主資本合計	842,030	616,606
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	441,355	214,728
評価・換算差額等合計	441,355	214,728
新株予約権	7,180	3,065
純資産合計	407,855	404,943
負債純資産合計	1,008,066	953,745

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	2 426,698	2 313,043
営業費用	1, 2 493,310	1, 2 634,987
営業損失()	66,611	321,944
営業外収益		
受取利息	2 6,543	2 6,959
助成金収入	870	-
その他	54	292
営業外収益合計	7,468	7,252
営業外費用		
支払利息	2 2,822	2 2,774
株式交付費償却	271	27
社債発行費償却	2,069	246
為替差損	287	203
支払手数料	-	1,500
貸倒引当金繰入額	2 110,636	2 115,971
雑損失	40	-
営業外費用合計	116,127	120,724
経常損失()	175,270	435,416
特別利益		
関係会社株式売却益	1,068,332	5,633
固定資産売却益	3 122	-
特別利益合計	1,068,454	5,633
特別損失		
投資有価証券売却損	-	79,632
減損損失	3,290	14,563
特別損失合計	3,290	94,195
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	889,894	523,978
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等調整額	278,218	91,260
法人税等合計	278,508	90,970
当期純利益又は当期純損失()	611,385	433,007

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	10,000	413,648	68,516	482,164	266,482	266,482
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	14,599	14,599		14,599		
当期純利益					611,385	611,385
自己株式の消却			24,235	24,235		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	14,599	14,599	24,235	9,636	611,385	611,385
当期末残高	24,599	428,247	44,280	472,528	344,903	344,903

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	24,235	201,446	-	-	7,183	208,629
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		29,198			2	29,196
当期純利益		611,385				611,385
自己株式の消却	24,235	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			441,355	441,355	0	441,355
当期変動額合計	24,235	640,583	441,355	441,355	2	199,226
当期末残高	-	842,030	441,355	441,355	7,180	407,855

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	24,599	428,247	44,280	472,528	344,903	344,903
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	103,791	103,791		103,791		
当期純損失（ ）					433,007	433,007
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	103,791	103,791	-	103,791	433,007	433,007
当期末残高	128,390	532,039	44,280	576,320	88,104	88,104

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	842,030	441,355	441,355	7,180	407,855
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	207,583			4,115	203,468
当期純損失（ ）	433,007				433,007
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		226,627	226,627	-	226,627
当期変動額合計	225,423	226,627	226,627	4,115	2,912
当期末残高	616,606	214,728	214,728	3,065	404,943

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

定額法（3年）により償却しております。

(2) 社債発行費等

行使期間にわたり償却しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合退職による期末要支給額の100%）の見込額に基づき計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社はグループを統括する純粋持株会社であり、関係会社からの業務受託等に係る収入及び配当が、当社の主な収益となります。

関係会社からの業務受託等に係る収入については、一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
貸倒引当金	1,105,157千円	1,221,128千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸付先の財政状態、経営成績、返済実績及び返済計画等に基づき、回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。また、貸付先の業績変化等により、当期の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産	- 千円	- 千円
無形固定資産	- 千円	- 千円
投資その他の資産(注)	- 千円	- 千円
減損損失	3,290千円	14,563千円

(注) 固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)固定資産の減損(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	40,071千円	67,445千円
短期金銭債務	84,878千円	81,163千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費(営業費用)のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	109,478千円	95,928千円
給与手当	103,146千円	157,966千円
退職給付費用	7,464千円	9,022千円
減価償却費	492千円	598千円
支払手数料	84,170千円	104,099千円

全額が一般管理費に属するものであります。

2 関係会社取引

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益	407,266千円	276,229千円
営業費用	7,533千円	3,919千円
営業外収益		
受取利息	5,792千円	6,412千円
営業外費用		
支払利息	2,822千円	2,774千円
貸倒引当金繰入額	110,636千円	115,971千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
工具、器具及び備品	122千円	- 千円
計	122千円	- 千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円)
子会社株式	62,310
関連会社株式	3,000

当事業年度(2026年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度(千円)
子会社株式	62,310
関連会社株式	3,500

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	383,900千円	384,899千円
事業分離にかかる子会社株式の税効果	13,428千円	11,946千円
退職給付引当金	6,214千円	6,403千円
関係会社株式評価損	229,718千円	204,367千円
投資有価証券評価損	245,565千円	218,494千円
税務上の繰越欠損金	231,161千円	254,775千円
その他	29,556千円	28,244千円
繰延税金資産小計	1,139,545千円	1,109,132千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	231,161千円	254,775千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	908,383千円	854,356千円
評価性引当額 小計	1,139,545千円	1,109,132千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	278,218千円	186,957千円
繰延税金負債合計	278,218千円	186,957千円
繰延税金負債の純額	278,218千円	186,957千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	34.6%	
(調整)		
受取配当金等の一時差異に該当しない項目	4.0%	税引前当期純損失であるため注記を省略しております。
評価性引当額の増減	2.7%	
税務上の繰越欠損金	1.3%	
税率変更による期末繰延税金資産の増減修正	1.4%	
その他	3.4%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%	

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累 計額 (千円)
有形 固定資産	建物附属設備	-	-	-	- (-)	-	34,470 (10,680)
	工具、器具及び備品	-	5,017	-	5,017 (4,543)	-	40,807 (24,613)
	計	-	5,017	-	5,017 (4,543)	-	75,277 (35,293)
無形 固定資産	ソフトウェア	-	3,425	-	3,425 (3,299)	-	25,180 (21,182)
	計	-	3,425	-	3,425 (3,299)	-	25,180 (21,182)

(注) 当期償却額及び減価償却累計額欄には、減損損失を含んでおり、その金額を括弧書きで記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,105,157	115,971	-	-	1,221,128

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL (https://vlcsecurity.com/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第31期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

2025年6月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月30日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第32期中）（自 2025年7月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

2025年5月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年7月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

2026年4月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

2026年5月18日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2025年7月1日提出の金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書に係る訂正報告書

2025年7月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月26日

株式会社VLCセキュリティ

取締役会 御中

KDA監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 関本 享
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社VLCセキュリティ（旧会社名 株式会社バルクホールディングス）の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社VLCセキュリティ（旧会社名 株式会社バルクホールディングス）及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、前期末では営業損失、経常損失、及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していたが、当期においても営業損失、経常損失、当期純損失、及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると判断している。</p> <p>会社は、「第一部 第2 3 事業等のリスク」に記載されているとおり、資産及び負債の内容、並びに事業計画及び資金繰り計画等に鑑み、当連結会計年度末において十分な資金を有しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>継続企業の前提に関する注記の要否の判断においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消するための対応策の効果及びその実行可能性の検討、特に、資金繰り計画の検討が重要となる。</p> <p>当該資金繰り計画は、事業計画を基に作成されるが、その計画に含まれる事業内容等には不確定要素が多く含まれる。</p> <p>以上により、資金繰り計画には経営者の主観的判断が反映されるため、一定の不確実性があり、監査上も様々な検討が必要となるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの検討を行うにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期末の財政状態及び当期の経営成績に関連する財務状況、損益状況、その他の状況が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するか検討した。 ・会社の今後の事業計画等について、経営者へのインタビューを実施した。 ・事業計画及び資金繰り計画の検討に基づき、将来1年間に於いて事業の継続に十分な資金を確保できているかどうかについて検討を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社VLCセキュリティ（旧会社名 株式会社バルクホールディングス）の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社VLCセキュリティ（旧会社名 株式会社バルクホールディングス）が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

株式会社VLCセキュリティ

取締役会 御中

KDA監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 関本 享
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社VLCセキュリティ（旧会社名 株式会社バルクホールディングス）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社VLCセキュリティ（旧会社名 株式会社バルクホールディングス）の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の検討）と実質的に同一内容であるため、記載を省略している。	

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。